

# 港湾空港部所管施設ネーミングライツパートナー審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 港湾空港部のネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定を厳正かつ公平に行うため、港湾空港部所管施設ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 応募内容の審査に関すること。
- (3) 優先交渉権者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

## (委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 港湾空港部長
- (2) 港湾空港部次長
- (3) 港湾空港部管理課長
- (4) 港湾空港部港湾課長
- (5) 港湾空港部港湾空港振興課長

2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、港湾空港部長とする。
- 3 副委員長は、港湾空港部次長とする。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。
- 5 委員長は、会議の議事に必要な事項を記載した書面を各委員に配布し、その賛否を確認することをもって、委員会の会議に変えることができる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、委員会の運営において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、港湾空港部管理課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年8月6日から施行する。